

公共調達監視委員会活動状況報告書

部局名 長崎労働局

1 開催日 令和元年7月31日(水)

2 監視委員数

委員長	堀江 憲二	弁護士
委員	東 直美	公認会計士・税理士
委員	福澤 勝彦	大学教授

3 審査対象期間 平成31年1月1日～令和元年6月30日

4 審査契約件数

(1) 公共工事

①競争入札によるもの

・審査対象件数	<u>0 件</u>	
・審議件数	<u>0 件</u>	
うち、低入札価格調査の対象となったもの		<u>0 件</u>

②随意契約によるもの

・審査対象件数	<u>0 件</u>
・審議件数	<u>0 件</u>

(2) 物品・役務等

①競争入札によるもの

・審査対象件数	<u>31 件</u>	
・審議件数	<u>31 件</u>	
うち、契約金額が500万円以上の案件		<u>16 件</u>
うち、参加者が一者しかないもの		<u>11 件</u>
うち、契約の相手方が独立行政法人となったもの		<u>0 件</u>
うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの		<u>0 件</u>

②随意契約によるもの

・審査対象件数	<u>25 件</u>	
・審議件数	<u>25 件</u>	
うち、新規案件で競争性のない随時契約で調達しているもの		<u>2 件</u>
うち、企画競争又は公募したが、参加者(応募者)が一者しかないもの		<u>1 件</u>
うち、契約の相手方が独立行政法人となったもの		<u>0 件</u>
うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの		<u>2 件</u>

5 審査案件の抽出方法

全件を審査対象とした。

6 審査結果

不適切等と判断した件数

0 件

結果内容及び措置状況（具体的な内容を記載するとともに、審査を行った際の書類も併せて提出すること。）

今回の公共調達監視委員会において不適切等と判断されたものなし。

7 審議の概要

（１）物品・役務等の競争入札案件

（委 員） 予定価格の算定に関しては、参考見積を徴取することが通常方法なのか。

（労働局） それぞれの案件により異なりますが、過去に入札に参加した業者等から参考見積を徴取し、それに基づき予定価格を決定することも多くあります。

（委 員） 今回のケースでは、予定価格を超過となる業者が散見されるが、その状況についてはどのように考えているか。

（労働局） 妥当と考えています。案件によっては、参考見積額の最安値を予定価格として決定することもあり得ます。なお、No.16～18 の清掃作業の委託に関しては超過の業者が多いことから、次回、予定価格の設定方法については見直したいと考えています。

（委 員） 総合評価方式について、価格点はわかりやすいが、技術点については詳細がわからないので、理解しづらい面がある。

（労働局） 総合評価の項目等については、事業ごとに本省で定めています。

技術審査委員は外部委員を含め 3～4 人で構成され、各委員の平均点を算出し技術点としています。総務課としては、技術審査委員会の結果と入札価格により、契約を締結しています。

（委 員） No.15 の燃料経費については、何年度も入札 1 者が続いている。そこでお尋ねだが、個別の種類（灯油、重油とか）によっては安価なケースもあるのではないのか。

（労働局） 過去の使用実績に基づき、個別の積み上げを行い総額で判断し業者を決定しています。

なお、ガソリン等個別単価が大きく変動する場合などは、変更契約を行います。

(委 員) 一般競争入札と総合評価方式による入札に関し、どちらを適用するといった基準はあるのか。

(労働局) 委託事業についてはどちらの場合もあります。なお、事業の内容によりいずれの方式によるかは、本省により事前に通知されています。

(委 員) No.21 の委託事業について、入札額が他の業者よりも高額なところが落札しており、奇異に感じる面もある。

(労働局) 技術審査の評価が高く、結果として総合評価が最も高かったことから落札したものです。

(委 員) 総合評価方式の技術点と価格点の配分については、事前に周知されているのか。

(労働局) 公示の際に提示しています。

(委員長) 物品・役務等の競争入札案件については、適正と判断する。

(2) 物品・役務等の随意契約案件

(委 員) No.24 の委託事業については入札が2度不調だったことから、随意契約となったと理解したが、それでよいのか。

(労働局) そのとおりです。資料にも記載していますが、予決令第99条の2の規定に該当したものとして随意契約しております。

(委 員) No.14 のリコーの複写機の保守契約について、落札業者はメーカーの指定業者だと思うが、落札率100%とならないのはなぜか。

(労働局) 保守単価については、カタログ単価と平成30年度の保守契約締結業者の保守単価の平均を予定価格としています。

保守契約締結業者の保守単価としないのは、使用年数により保守単価に変動があるためです。

(委員長) 物品・役務等の随意契約案件については、適正と判断する。